

善常会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

- 第1条 医療法人財団善常会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 善常会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 名古屋市南区松池町2丁目14番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 10名（常勤職員8名、非常勤職員2名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時50分から午後5時20分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 インターライ方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(5) モニタリングの結果の記録 最低月1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 0～3 Km 200円

3～7 Km 300円

7 Km以上 400円 料金は1回当たりとする。

(2) 2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、南区は

松池町 柵下町 城下町 松城町 戸部町 笠寺町 前浜通 大磯通 鯛取通 薬師通 北内町 曾池町 汐田町 呼続 呼続町 呼続元町 粕島町 本城町 白雲町 弥生町 春日野町 若草町 扇田町 霞町 西桜町 貝塚町 桜台 桜本町 寺崎町 菊住 岩戸町 元桜田町 鶴里町 鶴田 鳥栖 鳥山町 西田町 駈上 外山 平子 大堀町 中江 砂口町 星宮町 本星崎町 星園町 星崎2丁目 阿原町 大堀町 楠町 芝町 明円町 赤坪町 見晴町 道德新町 道德北町 道德通 観音町 堤町 豊田 豊 戸部下 忠次 荒浜町 浜中町 東又兵ヱ町 西又兵ヱ町 加福本通 港東通 宝生町 2～3 丁目 北頭町 中割町 堤起町 神松町 元塩町 浜田町 弥次ヱ町 浜中町 石元町 道全町 立脇町 塩屋町 千竈通 寺部通 本地通

瑞穂区は

神穂町 荒崎町 河岸町 河岸 井戸田町 佃町 花目町 苗代町 惣作町 下坂町 上坂町 鍵田町 姫宮町 田光町 大喜町 大喜新町 白龍町 津賀田町 甲山町 土市町 神前町 洲山町 松園町 市丘町 仁所町 石田町 内方町 柳ヶ枝町 片坂町 軍水町 釜塚町 弥富通 1～3 丁目 豊岡通 妙音通 山下通 1丁目～5丁目 瑞穂通 6丁目～8丁目

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

第9条 (その他運営についての留意事項)

指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上（愛知県等主催各種外部研修、または法人内研修への参加）
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用条約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団善常会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 5 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

この規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 9 月 11 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する

この規定は、令和 1 年 5 月 7 日から施行する

この規定は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 2 年 10 月 17 日から施行する

この規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する